

第6次堺市社会福祉協議会 地域福祉総合推進計画

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

1 計画策定にあたって

堺市社会福祉協議会は昭和27年に設立し、昭和35年に社会福祉法人を取得した地域福祉を推進する公共性の高い専門機関として、市民・団体・事業者などのみなさんと連携して、地域の福祉活動に対応した活動や事業を展開しています。設立からこれまで70年近くにわたって社協が推進してきた地域福祉活動の特徴は6つあります

① 組織化活動を中心とした取り組み

特に、昭和44年に地域組織化活動の基盤となる校区福祉委員会の組織化をはじめ、昭和51年からボランティアの組織化（ボランティアセンター事業の運営）、平成元年には当事者の組織化などに取り組んできました。なかでも平成11年から取り組む「地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）」では、市内全域で地域住民による助け合い活動を広げてきました。

② 計画に基づいた取り組み

平成5年以降第2章〇ページの通り、活動や運営のあるべき姿を計画づくりの活動を通じてみんなで検討し、地域福祉活動を推進してきました。その時代の堺市における地域福祉のテーマや、政策的な動向などに沿って計画的に活動の推進を行い、また計画内容は確実に実行することを意識しながら計画を推進しています。

③ 行政との協働関係

「堺市社協地域福祉総合推進計画」は、「公」と「民」の協働による地域福祉をいっそう推進するという観点に立ち、第4次から堺市の「地域福祉計画」と一体的に策定し、理念や基本的な方向性を共有したうえで、社協が重点的に取り組む活動や事業を定めてきました。

④ 研究者との共同研究による実践

地域福祉実践における多くの事業を研究事業と並行的に進めており、これまでも研究者との共同研究による実践に取り組んできました。第5次計画では、平成26年度堺市生活困窮者自立促進支援モデル事業において、総合相談システム検証会議を、大阪府立大学、大阪市立大学、堺市とともにを行い、平成27年からの生活困窮者自立相談支援事業の実践につながりました。また平成27年度から地域福祉型研修センター機能の検討を関西大学とを行い、平成30年度から地域福祉型研修センター機能の本格実施につながり、本格実施の実践についても関西大学と連携して取り組んでいます。

⑤ 個別支援機能を持ち、「福祉の地域力」を高める実践

個別支援における専門支援機能を有して、専門職が地域の中で地域住民とともに専門性を発揮し、「福祉の地域力」を高めてきました。従来から社協が取り組んできた、地域住民が福祉活動を進める、「地域の福祉力」を高める支援と相まって、地域福祉の推進力を高めることに取り組んでいます。

⑥ 地域福祉の総合的な推進

組織化活動（つながりをつくる）をベースに、個別支援機能（くらしをまもる）、計画機能（地域福祉を創る）を三位一体として、地域福祉の総合的な推進に取り組んできました。

2 社協のこれまでの取り組み

社協はこれまで時代や社会の変化に伴い、6つの特徴を活かしながら活動してきました。また第5次計画を策定した平成26年以降も、地域福祉に関する法律や制度は変化しています。（第2章〇ページ参照）

（社協年表）

年代	主な出来事
昭和27年	設立
昭和35年	社会福祉法人格を取得
昭和44年	校区福祉委員会の組織化
昭和51年	ボランティアセンター設置
昭和56年	「基本構想委員会」において、在宅サービスをしない、校区福祉委員会の強化型の社協をめざす答申
昭和62年	校区福祉委員会「活動推進モデル校区事業」開始
平成5年	第1次地域福祉総合推進計画策定
平成11年	校区福祉委員会「小地域ネットワーク活動推進事業」開始
平成17年 /平成18年	(平成17年)美原町社会福祉協議会と合併、(平成18年)政令指定都市社協→18年、19年2ヵ年で7区事務所設置
平成21年	第4次地域福祉総合推進計画を初めて行政と合同で策定(新さかいあったかぬくもりプラン) 地域福祉ねっとワーカー(CSW)の設置
平成24年	基幹型包括支援センターの受託
平成25年	権利擁護サポートセンターの受託
平成26年	第5次地域福祉総合推進計画(堺あったかぬくもりプラン3)を行政と合同策定
平成27年	生活困窮者自立相談支援事業、生活支援コーディネーター配置事業の受託
平成29年	生活支援コーディネーター圏域配置モデルの受託 子ども食堂ネットワーク形成支援事業の受託
平成30年	地域福祉型研修センター事業の本格実施

3 「堺あったかぬくもりプラン3」第5次地域福祉総合推進計画の取り組みから

「堺あったかぬくもりプラン3」における取り組みは、第2章〇ページに記載の通りです。計画の期間は平成26年度から平成31年度までの6年間とし、平成28年度に中間見直しを行いました。

(1) 社協が取り組んだ事業と評価

①上半期における実施事業

上半期にあたる平成26年度から平成28年度までに、社協が取り組んだ主な事業は下記の通りです。

- ・堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」の開設
- ・生活支援コーディネーターの配置
- ・地域福祉型研修センター機能の検討
- ・権利擁護サポートセンターにおける市民後見人養成の推進
- ・堺市社協災害ボランティアセンター協働運営ネットワークの開催

②下半期における実施事業

平成28年8月に中間見直しを行い、その中で4点の追加・強化項目を定めました。

- 1) 日常生活圏域コーディネーターの配置
- 2) 包括的な相談支援体制や区における相談支援機関のネットワークづくり、課題解決の仕組みづくりのあり方の検討
- 3) 地域のなかで集える居場所づくりの推進
- 4) 専門職や住民リーダーのスキル向上に向けた取組の推進

中間見直しを踏まえて下半期にあたる平成28年度から平成31年度までに社協が主に取り組んだ事業は下記の通りです。

- ・さかい子ども食堂ネットワーク形成支援業務の実施
- ・日常生活圏域コーディネーターの配置（CSW機能、コミュニティワーカー機能、生活支援コーディネーター機能を併せ持つワーカー）
- ・地域福祉型研修センター事業の本格実施
- ・ダブルケアラーに対する相談支援

第5次計画の進捗管理については、堺市社協地域福祉総合推進計画推進協議会（PO参照）を開催し、また堺市地域福祉計画推進懇話会を堺市とともに開催するなど、さまざまな評価や意見をいただきながら進めてきました。また進捗状況の評価や社会状況の変化などを踏まえて中間見直しを行い、4つの追加・強化する項目にあわせて事業を進めてきました。

また市民への啓発を目的に、堺市と共催で「地域福祉フォーラム」を開催し毎年400人を超える市民や関係者が参加しています。

堺市における地域福祉のテーマや、政策的な動向などに沿って計画的に活動の推進を行い、また計画内容は確実に実行することを意識しながら計画を推進しました。

(2) 第5次計画策定以降における社協を取り巻く状況

全国社会福祉協議会は「社協・生活支援活動強化方針」とその具体化を図るための「アクションプラン」(平成24年)を、平成29年度に改訂し、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を強化方針の柱とした「第2次アクションプラン」を発表しました。全国の市区町村社協に向け、地域生活課題への対応と、地域共生社会の実現に向けた事業・活動のに向けた指針としています。

国は地域共生社会の実現に向け、社会福祉法を改正し平成30年4月から施行しました。社協は改正法第4条の理念を周知する役割や、第106条の3に規定された「包括的支援体制」の確立に向けた実践が求められています。

とくに住民への法改正における理念の周知や「わがごと」とする主体性への働きかけ、アウトリーチの徹底、地域のつながりの再構築などに取り組む必要が高まっています。

4 第6次計画で社協が重点的に取り組むこと

(1) 取組の理念

この計画を推進するための理念を第3章で定めています。(PO)

“ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”を、
わたしたちの“参加と協働”でつくる

(2) 取組の基本目標

この計画では4つの基本目標を第3章で設定しています。(PO)

- ① 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します
- ② “ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすめます
- ③ すべての人の権利擁護を支えます
- ④ 安心で、生活しやすい環境をつくります

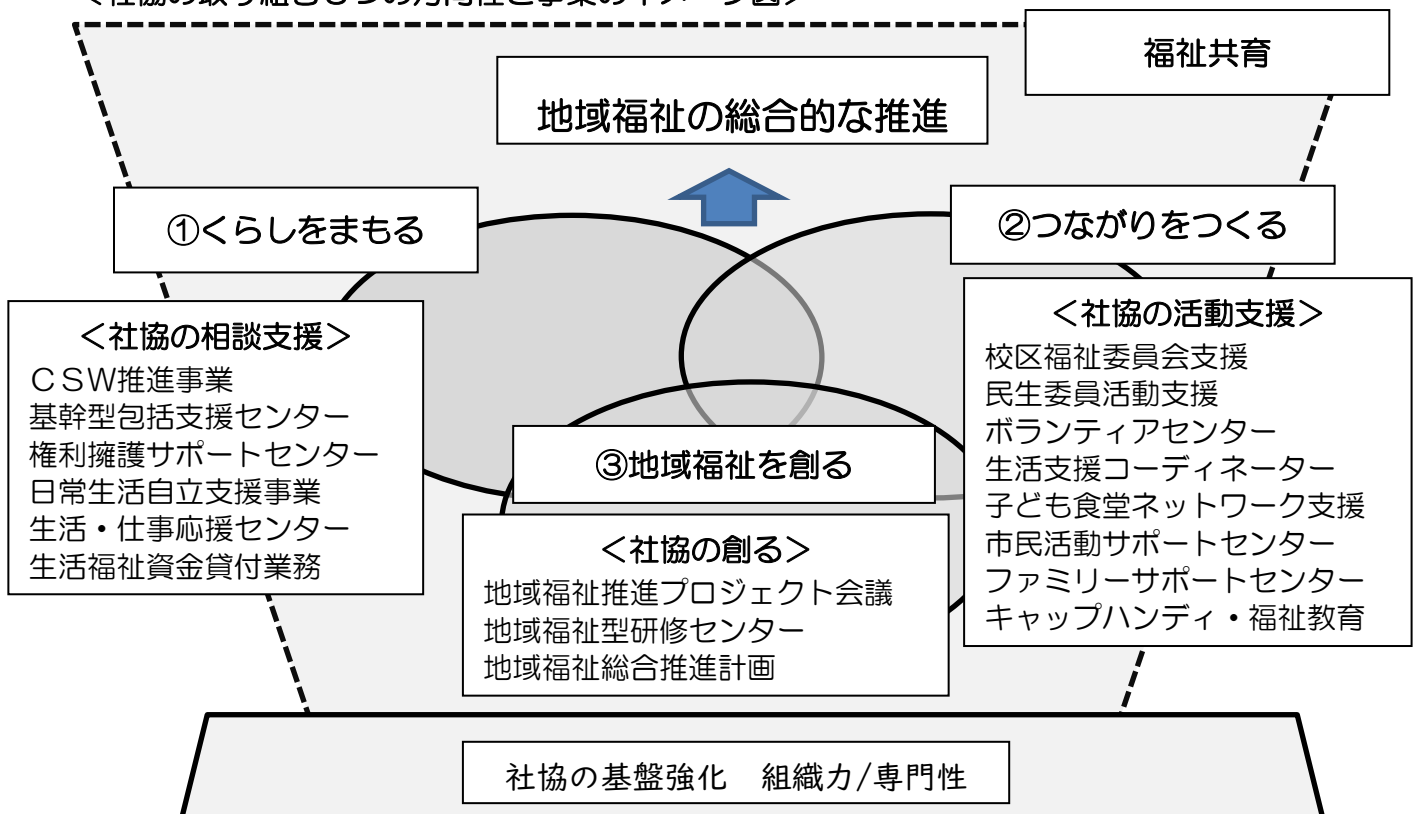
(3) 社協が取り組む3つの方向性

社協は地域福祉推進の推進機関として、第5次計画に引き続き取り組む方向性として①くらしをまもる、②つながりをつくる、③地域福祉を創る、の3つを掲げ、「地域福祉の総合的な推進」めざします。そのために社協の基盤強化に取り組み、組織力と専門性を高めます。

また3つの方向性をすすめる共通手段として「福祉共育」を活用し、社協の全事業に取り組みます。

※福祉共育とは「地域で共に生きる力」を育む学びの取組

<社協の取り組む3つの方向性と事業のイメージ図>



第3章で掲げた「取組の基本目標」に基づき、社協は、さまざまな主体と協働しながら、つぎの3つの方向性にそって重点的に取り組みます。

【重点的に取り組む3つの方向性と基盤強化】

取り組む方向性

**1
くらしをまもる**

(1) 包括的な相談支援体制における社協の機能を構築します

- ① 区役所を基盤とした包括的な相談支援体制の推進にともない社協の機能を強化します
- ② 社協のアウトリーチ機能を強化します
- ③ 高齢者を含む世帯への総合相談支援を強化し「地域包括ケア」を推進します
- ④ 市域の支援機能と区域の支援機能の連携やバックアップ

(2) さまざまな“困りごと”に対する相談支援を行い、くらしをまもります

- ① 生活困窮者への対応を含めた、総合的な相談支援を行います
- ② 権利擁護サポートセンター機能を強化します
- ③ 生活課題解決にむけた多様な主体の参加や社会貢献の促進を図ります
- ④ くらしをまもるためのネットワークづくりを行います

取り組む方向性

**2
つながいを
つくる**

(1) 多様な居場所や活動に対する支援をおこないます

- ① 参加しやすい居場所づくりと活動への参加の促進をすすめます
- ② 地域福祉活動の理解者や活動者を広げます

(2) 地域での活動支援や地域の人と人のつながりをつくります

- ① 「地域のつながりハート事業」を継続し、地域の活動や支え合いを推進します
- ② 地域の身近な相談の場での活動や訪問活動を継続して推進します
- ③ 民生委員児童委員や保護司の活動に対する支援を強化します

(3) ボランティア・市民活動の総合的な支援と強化を図ります

- ① ボランティア活動に興味や関心のある市民を参加につなげ活動者を増やす取り組み
- ② 多様な活動主体が対話できる協働促進のための（出会いの）場づくりをすすめます
- ③ NPO等や中間支援組織との協働による事業展開をおこないます

(4) 多様な主体による地域貢献活動を促進します

- ① 社会福祉法人や事業者などによる地域貢献活動を支援します

- ② 社会福祉法人や事業者などの地域福祉活動におけるネットワーク構築をすすめます

(5) 災害ボランティアセンターを中核とした災害復旧・復興活動をすすめます

- ① 災害ボランティアセンター運営の体制整備と機能強化をおこないます
- ② 災害時に備えた平時からの災害支援ネットワークの強化を図ります
- ③ 災害ボランティアセンターと地縁組織等との連携（支援）体制の構築をすすめます
- ④ 広域災害支援ネットワークとの連携をすすめます

**取り組む方向性
3
地域福祉を創る**

- ① 地域福祉を創る機能を高めて、さまざまな主体による協働をすすめます
- ② 地域福祉型研修センター機能による地域福祉人材の育成と活動の創出

**社協の取り組み
基盤強化
組織力/専門性**

- ① 社協の基盤の強化を計画的に推進します
- ② 専門性の向上を図ります

取り組む方向性 1.くらしをまもる

(1) 包括的な相談支援体制における社協の機能を構築します

① 区役所を基盤とした包括的な相談支援体制の推進にともない社協の機能を強化します

- ・区役所（保健福祉総合センター）の総合相談支援体制と連動し、社協区事務所が各種相談機関のネットワークの一翼を担い、コーディネート機能を強化します。
- ・社協の各事業で受けた相談に対して適切に対応を行い、分野を超えた問題や課題に対しては支援機関による「支援チーム」を構成し、区内の専門機関や地域の関係機関との効果的な連携を図り、切れ目のない支援と漏れのない支援を終結まで行います。
- ・支援を通じ顕在化した地域生活課題を蓄積し、課題解決に必要な社会資源の開発やしぐみについて「支援戦略会議（仮称）」にて検討します。

② 社協のアウトリーチ機能を強化します

- ・日常生活圏域コーディネーター等による地域アウトリーチ活動を強化し、地域の様々な困りごとを発見します。
- ・生活困窮者自立相談支援事業について、日常生活圏域コーディネーター等と連携し各区での相談・支援を充実します。
- ・地域の身近な相談窓口である「校区ボランティアビューロー」の相談支援を、日常生活圏域コーディネーターや専門職と地域住民による協働で支援します。またそこで解決できない社会的孤立や生活課題を、区相談体制との連携により支援し解決を図ります。

③ 高齢者を含む世帯への総合相談支援を強化し「地域包括ケア」を推進します

- ・基幹型包括支援センターは、地域包括支援センターと連携を図るとともに、地域ケア会議の開催や医療・介護等関係機関との多職種連携の強化、認知症の方や介護されている家族への支援、ケアマネジャー支援、職員の力量向上などに取り組み、高齢者に対する相談支援体制の充実を図ります。
- ・ダブルケア相談窓口として、子育てと介護を同時に抱える世帯の相談を受け付け、子育て関係機関・各教育関係部門とも連携しながら課題の解決を図ります。また、子育て世代が集まる場だけでなく、多様な世代が集まる場での啓発や子育て関係機関等との情報共有を図ることで早期解決に向けた取り組みを進めます。
- ・基幹型包括支援センターと日常生活圏域コーディネーターが連携し一体的に活動することによって、8050問題を含む社会的孤立や複合多問題に対して、高齢者一人ひとりや世帯にあった支援を行い、地域住民や関係機関、地域包括支援センターと連携した総合的な高齢者支援ネットワークづくりを推進します。

④市域の支援機能と区域の支援機能の連携やバックアップ

- ・市域を対象とした相談支援業務（権利擁護サポートセンター、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付等）は必要に応じて具体的な役割を担い包括的な支援体制を組み、区域の「支援チーム」に対しバックアップします。
- ・社協がおこなう権利擁護支援を強化するため、スーパーバイズ・専門相談を各区で日常的に利用できるしくみを構築します。

【取組事業】（□：新規・▲：強化）

- 区における包括的な相談支援体制の推進
- 市と協働による支援戦略会議（仮称）の設置
- ▲社協の地域アウトリーチ活動の強化
- ▲地域包括ケアと権利擁護支援の推進
- ▲支援と資源の蓄積（データベース構築）と見える化

(2) さまざまな“困りごと”に対する相談支援を行い、くらしをまもります

① 生活困窮者への対応を含めた、総合的な相談支援を行います

- ・生活困窮者自立相談支援事業（生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」）を充実し、生活困窮世帯に対する生活相談や就労支援を強化します。また、ひきこもりなど社会的孤立を要因とした地域のさまざまな“困りごと”に対して、社協らしく地域にねざした相談支援を行います。
- ・社協が実施する相談支援業務と地域活動団体と連携した相談支援を駆使して“地域でのつながりのあるくらし”をまもります。
- ・社協内の相談支援機能を向上させる取り組みとして、社協内の各事業部門での支援力を強化するとともに、部門を横断した合同ケース検討会を行います。

② 権利擁護サポートセンター機能を強化します

- ・認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分ではない人の暮らしと権利を守るため、権利擁護支援を行う権利擁護サポートセンターは、権利擁護支援推進の中核機関としての機能を強化します。

(地域連携ネットワーク)

権利擁護支援推進のための地域連携ネットワークを、行政と協力して構築します。地域連携ネットワークを構成する様々な機関と連携して、成年後見制度利用を含めた権利擁護支援を推進します。

(広報啓発)

市民・事業所・地域の支援機関等を対象に、講演会や研修を通して、権利擁護支援の必要性を広報します。また、権利擁護支援の必要な方の相談窓口の周知を行います。

(相談支援)

権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、チーム支援体制の構築を行い、必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用をすすめます。成年後見制度利用においては、必要とする人に合わせた制度利用を推進します。

(後見人支援)

成年後見制度の適正利用を推進するため、法人や市民といった多様な担い手の養成と活動支援を行います。選任後は、支援チームと連携して、親族後見人等の適正な後見活動を支援します。必要に応じて、家庭裁判所との連携を行います。

③ 生活課題解決にむけた多様な主体の参加や社会貢献の促進を図ります

- ・個別支援を通じて、既存の制度だけでは解決に至らない生活課題や不足している社会資源について、市民や企業・団体からの寄付を活用した取り組みや、社会福祉法人による地域貢献活動を推進します。

(例：緊急食糧支援、中間的就労、金銭管理・法人後見 関連PO)

- ・堺市が推進する「認知症にやさしいまちSAKAI」をめざして、認知症サポーターの養成講座やフォローアップ研修・交流会を充実し、多様な活動や見守りの輪を広げます。

④ くらしをまもるためのネットワークづくりを行います

- ・子ども、障害、高齢などの分野のネットワークに参画し、各分野の福祉課題に取り組むとともに、日常生活圏域コーディネーターを中心に、分野を横断した地域福祉のネットワークづくりと、個を支える地域づくりに取り組みます。

【取組事業】 (□：新規・▲：強化)

- ▲生活困窮者自立相談支援事業（生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」）の充実
- ▲権利擁護サポートセンターの中核的機能の拡充
- ▲法人後見・市民後見人養成の充実
- ▲日常生活自立支援事業の充実
- ▲社協の部署を横断した合同ケース検討会
- 生活課題解決を目的とした地域貢献活動の推進

取り組む方向性 2.つながりをつくる

(1) 多様な居場所や活動に対する支援をおこないます

①参加しやすい居場所づくりと活動への参加の促進をすすめます

- ・日常生活圏域コーディネーターを中心としながら、地域活動への参加が少ない男性や若者、引きこもりがちな人など、つながりが少ない人にとっても、過度な負担を感じずに、気軽に、楽しく、身近なところで参加しやすい居場所や活動の創出支援を推進します。
- ・居場所や活動場所に関する情報を地域住民が得やすいよう、集約した情報をICT（情報通信技術）の活用等さまざまな方法で発信し、参加へのきっかけづくりやつなぐ支援を行っていきます。また、居場所や活動場所に関する情報について、社協事業で関わる場面をいかして、情報が得にくい人にも配慮した情報の伝達に取り組みます。
- ・食事の提供等を通じた地域の居場所づくりとして子ども食堂に対する支援を進めます。子ども食堂が地域の居場所としての広がりを持ちながら、活動の深まりとして支援が必要な場合の発見から支援へのつなぎ、見守り機能について、子ども食堂実践者と専門職の顔の見える関係づくりを支援します。
- ・地域福祉活動への参加促進として、だれもが「受け手」にも「支え手」にもなることへの理解を深め、サービスの「受け手」であった人が「支え手」として活動へ参加することを促進します。

②地域福祉活動の理解者や活動者を広げます

- ・専門職と住民が地域福祉への理解を深め、協働する力を高めるため、地域福祉型研修センター機能をいっそう充実します。エリアや対象者に合わせた、学習ニーズや人材育成ニーズも踏まえた研修等の実施を、企画者の広がりを持ちながらすすめます。堺市の専門職や地域住民が受講できる多くの研修の中から、各々のニーズにマッチした研修を選んで受講できるように、地域福祉型研修情報ネットの活用を推進します。また、研修を実施する機関・団体と連携し、堺市全体で効果的な研修をすすめる方策などを検討します。
- ・社協の事業を通じて、地域福祉への理解や福祉教育を広げます。社協が実施する事業を運営するだけにとどまらず、常に活動者や理解者を増やすことを意識的に取り組みます。それらに対応するため、地域福祉型研修センター機能によって社協職員のスキルアップを進めます。

【取組事業】（□：新規・▲：強化）

▲地域福祉型研修センター機能による「協働」をすすめる研修等の実施

□日常生活圏域コーディネーターを中心とした、地域資源の「見える化」とデータベースのシステム運用による「使える化」

▲さかい子ども食堂ネットワークの推進

(2) 地域での活動支援や地域の人と人のつながりをつくります

①「地域のつながりハート事業」を継続し、地域の活動や支え合いを推進します

- ・堺市では小学校区を単位に校区福祉委員会を結成し、民生委員児童委員会、校区自治連合会などの地域組織の協力のもと「地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）」が行われています。個別援助活動や「いきいきサロン」、「子育てサロン」などのグループ援助活動などが地域の実情にあわせて展開され、地域の支え合う力になっています。この活動を、日常生活圏域コーディネーターをはじめ地域の専門職が、地域住民や活動者との協働ですすすめます。
- ・各校区の取り組み等を通じて、地域住民が「わがまち」をよくしていこうと思う気持ちが高まるような対話や懇談の場面をつくっていきます。各校区の状況や取り組み内容に合わせて、日常生活圏域コーディネーターが地域住民等と協働し「校区活動計画」づくりに向けて取り組みをすすめます。

②地域の身近な相談の場での活動や訪問活動を継続して推進します

- ・「地域のつながりハート事業」における地域の身近な相談の場として、校区福祉委員会が運営する「校区ボランティアビューロー」の機能を高めます。日常生活圏域コーディネーターや地域包括支援センター職員、地域の専門職等が必要に応じて、校区ボランティアビューローでの相談支援を協働してすすめます。
- ・「地域のつながりハート事業」の「お元気ですか訪問活動」において、高齢者世帯だけでなく多様な社会的孤立を防ぎ、また問題を早期発見するための平常時の関係づくりを、日常生活圏域コーディネーターや地域の専門職と活動者が協働しながらすすめます。

③ 民生委員児童委員や保護司の活動に対する支援を強化します

- ・日常生活圏域コーディネーターや各種団体の専門職が協働しながら、民生委員児童委員活動や保護司活動を支援します。様々な場面での活動の周知や困難事例に対する活動支援を推進します。

【取組事業】〔□：新規・▲：強化〕

□エリアやテーマ別の意見交換や住民福祉講座の開催

▲「校区ボランティアビューロー」や「お元気ですか訪問活動」の充実

(3) ボランティア・市民活動の総合的な支援と強化を図ります

① ボランティア活動に興味や関心のある市民を参加につなげ活動者を増やす取り組み

- ・多様な市民層の「何かやりたい」を応援するため、市民の活動意欲ニーズにあわせて活動へつなげるコーディネートをすすめます。気軽に参加できる活動を増やしたり、新たな活動起こしの支援や多様な活動プログラムづくりを行うとともに、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などの活用のほか、出前講座や研修会といった様々な場面を活用し、広くボランティア活動情報を発信し、活動の見える化を行い、活動への参加を促進します。
- ・次世代の地域福祉の活動者となる学生等の若者が参加しやすい活動づくりやコーディネート、また学校教育機関等と連携しての若者ボランティア活動の推進とネットワークづくりをすすめます。

② 多様な活動主体が対話できる協働促進のための（出会いの）場づくりをすすめます

- ・個人や団体に活動している人たちが、また新たに活動の立ち上げを考えている人たちが、互いに思いを語り合い、つながる出会いの場であるプラットフォームづくりをすすめます。出会いと交流を通じて、「活動が広がる」「仲間が増える」「新たな活動が生まれる」といった場となるよう、エリアやテーマごとに場づくりを行い、効果的な協働を促進するためのコーディネートを行います。

③ NPO等や中間支援組織との協働による事業展開をおこないます

- ・複雑で多様化した地域福祉課題の解決のためには、それぞれの団体がその「強み」をいかして、共通した目的の達成のため協働して対応していくことが必要です。NPO団体等のもつ専門性と社協の専門性をかけ合わせ、課題解決型の取り組みを総合的に展開します。
- ・前計画以降すすめてきたボランティア・市民活動の総合的な窓口である「市民協働ひろば」において、NPO中間支援組織との連携を強化し、協働事業の企画・実施を通じて、ボランティア・市民活動を総合的に推進します。

【取組事業】（□：新規・▲：強化）

- 市民ニーズを踏まえた多様な講座メニューの開発
- 学生ボランティアネットワークづくりや学生ボランティアアワードの開催
- 「（仮称）さかいボランティア総合バンク」の検討
- ▲企業や事業者向けのボランティア講座の実施と活動参加のコーディネート
- ▲認知症サポーター、キャラバンメイトの活用

(4) 多様な主体による地域貢献活動を促進します

①社会福祉法人や事業者などによる地域貢献活動を支援します

- ・社会福祉法人が行う専門性や多様な資源を活かした公益的な取り組みと連携して、地域の福祉課題の解決に取り組みます。社会福祉法人や事業者が取り組みを始めるきっかけとして、一定の活動のメニューを提示するとともに、活動の支援をおこないます。

(メニュー例)

- 子どもの居場所としての子ども食堂の実施や会場の提供等による活動の支援
- 中間的就労における居場所や社会参加
- 法人後見や金銭管理
- 「多様性カフェ」として「認知症カフェ」の実施事業者の拡充
- ・企業や法人等の「地域を応援したい」という声をかたちにする支援をおこないます。地域の活動や実情にあわせた寄付やマッチングを促進します。企業や事業者、NPO法人、行政機関などと、地域のさまざまな団体等が連携して福祉課題の解決に取り組めるよう、情報発信や取り組みへのアドバイス、コーディネートなどの支援をおこないます。

②社会福祉法人や事業者などの地域福祉活動におけるネットワーク構築をすすめます

- ・地域福祉に関わるさまざまな機関・団体・事業者をエリアやテーマごとにネットワークを構築します。事業や活動を地域住民や他の事業者等と共有して効果的な協働ができるネットワーク体制づくりを推進します。
- ・堺市社会福祉施設協議会、堺市民生委員児童委員連合会、堺市保護司会連絡協議会、堺市更生保護女性会等各団体が行う地域福祉活動と、連携しながらすすめます。

【取組事業】 (□：新規・▲：強化)

□新しいネットワークの構築

▲見守り登録事業所ネットワークの強化

(5) 災害ボランティアセンターを中核とした災害復旧・復興活動をすすめます

①災害ボランティアセンター運営の体制整備と機能強化をおこないます

- ・災害時には、その被害規模などに応じて社協では、災害ボランティアセンターを開設します。被災者の生活再建に向けた復旧・復興における災害ボランティア活動を円滑かつ効果的にすすめるため、様々な支援団体と協働で被災者支援に取り組みます。
- ・全国的に検討・準備が進められている大規模災害に備えた「災害福祉支援センター構想」を踏まえて、災害ボランティアによる支援にとどまらず、福祉専門職との連携により、福祉的な支援が必要とする方への支援活動もすすめていきます。
- ・発災後の迅速な対応や安定した支援がすすめられるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂や職員研修などをはじめ、平常時から「災害対応力」や「受援力」を高めるための準備や対策、体制整備を行い災害時に備えます。

②災害時に備えた平時からの災害支援ネットワークの強化を図ります

- ・前計画以降すすめてきた市内各種団体との「堺市社協災害ボランティアセンター協働運営ネットワーク会議」の取り組みを拡充するとともに、災害時だけでなく平常時にも重要となる行政とNPO等と社協による三者連携の強化を図っていきます。
- ・被災者の多様な生活再建ニーズに対応していくため、日頃から災害支援の専門性が高い技術系支援団体等との顔の見える関係づくりをすすめていきます。

③災害ボランティアセンターと地縁組織等との連携（支援）体制の構築をすすめます

- ・被災による生活上の困りごと（生活支援ニーズ）を把握し、被災者支援や地域再建に取り組むためには、地縁組織等との連携は不可欠です。地縁組織や避難所から生活支援ニーズが集まる仕組みづくりをすすめるとともに、地縁組織や障害者当事者団体等との連携による被災者支援を行えるよう、平常時からの連携体制の構築をすすめます。

④広域災害支援ネットワークとの連携をすすめます

- ・社会福祉協議会のネットワーク（ブロック相互支援等）や大阪府域における連携の場である「おおさか災害支援ネットワーク」をはじめとし、災害支援に取り組むNPO等、全国各地で活動する多様な支援団体とのつながりを活かした被災者支援を展開します。

【取組事業】〔□：新規・▲：強化〕

□校区防災訓練と災害VC設置運営訓練との合同実施

▲災害VC運営マニュアルの改訂や設置運営訓練の実施

▲行政・社協・NPO等の三者連携のための協議体の構築

取り組みの方向性 3.地域福祉を創る

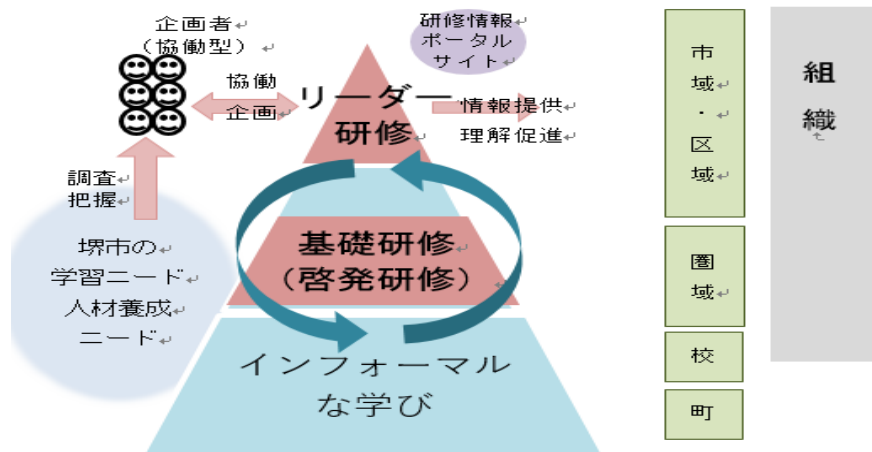
① 地域福祉を創る機能を高めて、さまざまな主体による協働をすすめます

- ・社協が取り組む「くらしをまもる」「つながりをつくる」の活動から収集した地域における福祉課題を整理して、課題解決にむけた調査・研究を行い、新たなサービスや活動の開発の検討をおこないます。
- ・「地域福祉推進プロジェクト会議」でまとめられた地域の課題について、行政が行う課題解決型の各ネットワーク会議と連携し、事業化や施策化にむけた取り組みをすすめます。

②地域福祉型研修センター機能による地域福祉人材の育成と活動の創出

- ・地域福祉型研修センター機能によって、地域福祉志向の人材育成をおこないます。下記図に示す通り、学習ニーズや人材育成ニーズに合わせた研修に取り組むことで、専門職や地域住民の協働に向けた取り組みを進めます。
- ・研修を担う企画者を広く育成することにより、研修機能のすそ野を広げ、学びと活動の循環をつくることにより、地域や所属組織において新たな活動の創出を促進します。

堺市における地域福祉型研修センター機能<<イメージ>>



① 社協の基盤の強化を計画的に推進します

- ・めまぐるしく変化する社会状況の変化に対応し、社協のめざす3つの機能を果たしていくために、社協の基盤強化〔人材育成、人材確保、人材定着、財源確保、寄付、BCP作成、広報啓発など〕を計画的に推進していきます。

② 専門性の向上を図ります

- ・地域福祉推進機関としての専門性を高めるために、人材育成プログラムを開発し、日常的なOJTを含むスパービジョン体制の強化などを図っていきます。

【取組事業】〔□：新規・▲：強化〕

□人材育成プログラムの開発

▲人材確保、定着のための取り組み

▲財源確保のための検討（寄付の見える化、新たな寄付文化の醸成など）

□BCP（事業継続計画）の作成

▲社協の魅力発信を図り、広報啓発の強化